

# 杉並区職員措置請求書

杉並区監査委員御中

2016年11月9日

## 請求の趣旨

杉並区一般職非常勤職員・増田寛也に対して2016年9月分報酬名目で支給した35万円は不当利得にあたるので、杉並区長にこれを返還請求させるなど必要な措置をとるよう求める。

## 請求の理由

杉並区長は2016年9月1日付で、増田寛也氏を杉並区顧問として採用し、同年9月下旬に同月分報酬として35万円を支給した。これは以下の理由から違法・無効な支給である。

1 採用にあたって杉並区非常勤職員規則を改訂し、同年9月1日付で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」担当の「顧問」職を新設した。その報酬は月額35万円と定めた。報酬額を月額35万円とした理由として、週3日×4週＝月12日×3万円という基準をめやすにしている。また非常勤職員は日額報酬を原則とするにもかかわらず月額とした理由は、「当該非常勤職員の職務内容は定例的なものではなく、勤務日や勤務日数を指定した勤怠管理にはなじまないものである」と杉並区は説明している。

なお、日額3万円は、杉並区の一般職非常勤職員に支払い得る上限金額である。

2 ところで、増田寛也氏は杉並区顧問という職にあるが、地方公共団体の「顧問」職とは、地方公務員法3条3項3号に定めたものである。すなわち同号には特別職として「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準

ずる職」を設けることができる」とある。しかしながら、杉並区は条例上、特別職としての「顧問」は存在しない。一般職非常勤職員の規則のなかで定めているにすぎない。一般職の顧問というのは地方自治法条の定めがないのであり、そもそも「顧問」と称するのは失当である。すなわち、増田氏は条例で規定がないにもかかわらず「顧問」という職についていることになる。

3 また、仮に一般職の非常勤顧問というものが適法だとしても、あるいは、増田氏は特別職の顧問であるのだという解釈をなし得たとしても、月額35万円を支給する根拠はない。月額35万円の報酬支給の根拠とされるのは、議会の議決を不要とする「杉並区非常勤職員規則」しかみあたらない。非常勤職員の報酬について定めた地方自治法203条の2第2項であるが、その「ただし書き」はこう述べている。

「ただし条例で特別の定めをした場合は、その限りではない」

つまり、日額以外の支給をする場合は、条例によって「特別の定め」を設けなければならない。ところが、杉並区においては、非常勤職員である増田氏に対して月額報酬を払う旨定めた条例はないのである。月額支給の根拠はない。

4 さらに、万が一の仮定の話であるものの、杉並区非常勤職員規則のうち「まち・ひと・しごと創生総合戦略」担当という顧問職を置くこと、ならびに月額報酬を支給することが、金額を除いた部分に限って適法だとしても、報酬を月額35万円とした部分は違法である。9月分報酬として支給した35万円は勤務実態に照らしてあまりにも過大であり、日額3万円を上限とした非常勤職員の報酬規程に明白に反し、社会通念上も受け入れられるものではない。すなわち、週3回程度の勤務が期待されたにもかかわらず、9月に勤務したのはわずかに出勤2回にすぎない。9月5日に職員と約1時間面談、同月23日に3時間20分面談したのみである。一般職非常勤職員の報酬について定めた根拠法は地方自治法203条の2第2項であるが、そこには原則日額であり、条例で特別の定めをした場合はその限りでない旨規定されている。つまり、純粹に勤務・職務に対する反対給付であっていわゆる

「生活給」の趣旨はまったく含まれない。月額35万円わずか2回、4時間あまりの仕事に対して35万円も支給することが違法・無効であることは論をまたない。

5 結論として、増田寛也に対して支給した9月分報酬35万円は、杉並区長の裁量権の濫用による違法な規則変更にもとづいた違法・無効な支出であり、不当利得というべきである。

以上の理由により、地方自治法第242条1項の規定にもとづき、別紙事実証明書をつけて、必要な措置を請求する。

#### 請求者

杉並区阿佐ヶ谷南2-22-12 第二森屋荘  
ジャーナリスト 三宅勝久 070-5573-5805

#### 疎明資料

資料1 「専門非常勤職員 顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の設置について」と題する文書

以上

## 専門非常勤職員 顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の設置について

### 1 設置目的

区では、平成27年12月に策定した杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の3つの基本目標の達成に向けた取組を行ってきたところである。将来にわたって地域の活力を維持し、持続可能な財政運営を確保しながら、地方との多様な連携・交流の強化・拡大を推進していくため、地方創生・地域活性化に係る行政に精通した人材を登用する。

### 2 職務内容

地方創生・地域活性化に係る専門的な支援及び助言

- ・杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理に関すること
- ・交流自治体との連携事業の創出に関すること
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る国の動向や他自治体の取組等に関する情報提供など

### 3 勤務態様

週3日程度

※ 必要に応じ勤務日を指定するとともに、勤務日以外での電話、メール等での相談等を想定している。

※ 勤怠管理は行わない。

### 4 報酬

月額35万円

非常勤職員に対する報酬の支給は、勤務日数に応じて支給することとなっているため、日額で報酬額を設定するのが原則であるが、当該非常勤職員の職務内容は定例的なものではなく、勤務日や勤務日数を指定した勤怠管理にはなじまないものである。

については、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務態様等を考慮し、月額での報酬額の設定とする。なお、月額報酬額の積算根拠は以下のとおりである。

#### 【月額報酬額の積算根拠】

日額3万円※1×週3日×4週＝月額36万円※2

※1 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条に定める日額上限

※2 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条に定める月額上限は35万円